

のがあるが及対小と。ウラフ規約の構成が範圍小の間に属しては  
自主的解釈は其下小と。

要旨 春日

(要旨) 七月十日のウラフ及対派(七報告)の声明書は中央

委員會の諒解を得て発表し、このか、及対派の運動は

左盟の院判を乱し、ともてあるか、及対派に對して如何

なる処置を本部は採つたか、中央委員會の決定と及対

派の行動とは相及するものがあるから其の決定は至、無確或

なつたのではないか、本部は及対派の代表者に如何なる処置

を講じたか、

答、高橋源、1 本部の注意により、及対派は及

対派の動を止めた

答、高橋源(本部)

(要旨) ウラフ加の由は大段に於ける中央委員會に於て、積立

の種々の討論を充分行し、最終に及対派を以て加の法

定した。及対派の院判の問題に就いては、積立の両派と

も、全回を編みこむことより階級別にせんがため、其の熱意ある識

論である案情に鑑み、及対派の院判問題に鑑み、小として、

特別に之を採らば如何の問題にまつた。